地域 加 古 川 市 (開発事業の調整等に関する条例) 項目 条例の目的 この条例は、次に掲げる事項を柱として、地域の特性に応じた良好な都市環境の形成を図るとともに、安全で機能的なまち づくりを推進することを目的とする。 ○市が公示するまちづくり方針による計画的で良好な開発事業の誘導 ○開発事業の早期公開、住民説明及び意見調整手続による紛争の未然防止 ○開発規模や用途に応じた公共公益施設等の整備 ○住民との協定による狭あい道路の拡幅整備の推進 ○あっせん・調停による紛争の解決 適用範囲 次の表に掲げる事業を「開発事業」と定義し、条例の対象とする。 開発事業の規模等 ア 都市計画法第29条第1項の規定により許可を要する開発行為(※1)で、開発区域の面積が 大規模特定開発事業 10,000 ㎡以上のもの イ 敷地面積が10,000㎡以上の建築物の新築 ウ 高さが31mを超える中高層建築物(※2) (住居系地域(※3)にあっては、20mを超える中高層建築物)の建築 エ 住戸の数が100以上の建築物の建築 特定開発事業 ア 都市計画法第29条第1項の規定により許可を要する開発行為で、開発区域の面積が 10、000㎡未満のもの(開発区域の面積が1、000㎡未満の一戸建ての専用住宅に係 るものを除く。) イ 敷地面積が3,000㎡以上10,000㎡未満の建築物の新築 ウ 高さが31m以下(住居系地域にあっては、20m以下)の中高層建築物(一戸建ての専用 住宅を除く。)の建築 エ 住戸の数が100未満のワンルームマンション(※4)の建築 特定建築事業 ア 敷地面積が1,000㎡以上3,000㎡未満の建築物の新築 イ 高さが31m以下(住居系地域にあっては、20m以下)の中高層建築物(一戸建ての専用 住宅に限る。)の建築 ウ 敷地面積が500㎡以上5,000㎡未満の太陽光発電施設の設置に係る工事 (※1)「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的(駐車場のための造成など、 建築又は建設の目的がない場合は対象外)で行う土地の区画形質の変更をいいます。 都市計画法第29条の規定による開発許可が必要な開発行為は、次のとおりです。 (1) 道路または水路等の公共施設の整備を行う場合(市街化区域内においては、開発区域の面積が500㎡以 上のもの) (2)切土又は盛土が行われる土地の面積が500㎡以上(市街化調整区域においては1,000㎡以上)かつ 切土又は盛土の最高高さが50cm以上の場合 (3) 500㎡以上(市街化調整区域においては1,000㎡以上)の土地において土地利用の性質の変更が行 われる場合(駐車場を宅地に変更するなど) (※2)高さが10mを超える建築物又は階数(地階を除く。)が4以上の建築物(近隣商業地域のうち容積率が300% の地域及び商業地域にあっては、高さが15mを超える建築物又は階数が6以上の建築物) (※3)第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域及び用途地域の定めのない地域 (※4)独立した2以上の居室を有しない住戸の数が10以上の建築物 1. 法第33条第4項の規定による予定される建築物が住宅の場合の敷地面積の最低限度は、次の表に定めるとおりとする。 敷地面積の最 低限度 敷地面積の最低限度 区域等の区分 法第8条第1項第1号に規定する用途地域(第1種低層住居専用地域を除く) $1 \ 0 \ 0 \ \text{m}^2$ 法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域 $1 \ 3 \ 0 \ \text{m}^2$ 法第7条第3項に規定する市街化調整区域 $150\,\mathrm{m}^2$ 2. 前項の規定にかかわらず、法第33条第4項の規定による予定される建築物が別表第2の1の項又は2の項に掲げる建築 物であり、かつ、当該建築物の敷地が第10条第2号に規定する特別指定区域に存する場合の敷地面積の最低限度は、規則 で定める場合を除くほか、200㎡とする。 関係住民の範 開発事業の区分に応じて、関係住民は、条例に基づき事業者から説明を受けたり、意見書を提出したりすることができる事 業別の関係住民の範囲 隣接住民 近隣住民 周辺住民※ 関係町内会長、関係水路利用代表者 大規模特定開発事業 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 特定開発事業 (中高層建築物) \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 特定開発事業(中高層建築物以外) \bigcirc \bigcirc 特定建築事業 \bigcirc ... \bigcirc

事業区域の境界線からの水平距離が15mの範囲内の土地の所有権を有する者及び建築物の所有権又は賃借権を有する者

※隣接住民

地域 加 古 川 市 (開発事業の調整等に関する条例) 項目 関係住民の範 ※近隣住民 囲 事業区域の境界線からの水平距離が開発事業に係る建築物の高さの2倍の距離の範囲内の土地の所有権を有する者及び建 築物の所有権又は賃借権を有する者+中高層建築物の建築によりテレビの電波障害をうけるおそれのある者 ※周辺住民 事業区域の町内会又は事業区域の境界線から15mの範囲の町内会に居住する者 ※関係町内会長 事業区域の町内会又は事業区域の境界線から15mの範囲の町内会の代表者 ※関係水路利用代表者 開発事業により構造を変更する水路又は雨水等の第一次放流先となる水路を利用するものの代表者 条例の手続の 1. 標識の設置、開発事前届の提出(特定建築事業を除く) 概要 A. まちづくり方針等に関する指導 ○まちづくり方針 ○生活環境等配慮ガイドライン ○公共公益施設整備基準 ○建築関連施設整備基準 B. 構想段階での住民説明及び住民要望への配慮(大規模特定開発事業に限る) ○構想説明会の開催 ○要望書の提出 (関係住民→事業者) ○住民要望への配慮に努めた開発計画の策定 2. 開発計画書の提出(特定建築事業は、提出前に標識設置) C. まちづくり方針等に関する協議 ○まちづくり方針 ○生活環境等配慮ガイドライン ○公共公益施設整備基準 ○建築関連施設整備基準 D. 計画段階での住民説明及び意見調整 (特定建築事業は、意見書・見解書の手続は省略) ○計画説明会の開催 (特定建築事業は、個別説明も可) ○意見書の提出 (関係住民→事業者) ○見解書の提出(事業者→関係住民) 3. 開発協定の締結(特定建築事業を除く) 市と事業者との間で協議内容を担保するための協定を締結 まちづくり方 1. 開発事業は、その内容がまちづくり方針に適合するものでなければならない。 針 2. まちづくり方針の概要 (1) 加古川市総合計画 ・「ひと・まち・自然を大切にし、ともにはぐくむまちづくり」を基に将来の都市像「いつまでも住み続けたいウェルネス 都市加古川」を実現する。 ・施策体系に基づく計画的な土地利用や施設の立地・整備等に関する事項 (2)加古川市都市計画マスタープラン 市域全体及び地域別の都市計画分野でのまちづくりの指針とする。 次に掲げる事項 ア 土地利用の方針、イ 基本設備整備の方針、ウ 公共交通の方針、エ 水と緑のまちづくりの方針、 オ 景観まちづくりの方針、カ 市街地整備の方針、キ 防災まちづくりの方針 (3)加古川市景観基本計画 •「水と緑のまちの景観づくり」をテーマに、加古川を景観の「シンボル軸」に位置づけ、水路や道路などを「景観軸」と し、景観形成を積極的に進める箇所を「景観核」に位置づけ、景観の特徴を備えているまとまりのあるエリアを「景観 ゾーン」とし、加古川市の景観形成を推進する。 (4) 加古川市緑の基本計画 ・市街地内の緑化推進及び良好な自然景観等と調和した開発により、快適空間・みどりとのふれあい空間の創出を図る。 ア 開発事業等における公園の適正配置及び緑化推進 イ 水辺や緑道等と連携した緑のネットワークづくり ウ 大規模開発事業等による敷地内緑化の推進 (5) 加古川市道路の新設改良事業計画(毎年策定) 道路事業の効率的、効果的な実施及び透明性を確保する。 ・当該年度に実施予定の道路の位置等に関する事項 (6) 加古川市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準等に関する条例第11条第1項の規定による地区まちづくり計画 ・地区のまちづくりを進めるため。「加古川市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準等に関する条例」の規定による 特別指定区域における次に掲げる事項

ア 生活環境の保全に関する事項
イ 景観の保全・形成に関する事項

[目	地域	加古川市(開発事業の調整等に関する条例)
		ウ 公共施設の整備に関する事項
	日照・通	1. 近隣の住環境の保全及び向上のため、周辺空間の確保に努めること。
	風対策	2. 建築物の外壁は隣地境界から50cm以上の距離を確保するよう努めること。ただし、防火又は準防火地域に指定されている商業系の地域で外壁を耐火構造にするものは除く。
	電波障害	1. 中高層建築物の建築により、周辺のテレビジョンの放送電波の受信障害が予想されるときは事前に必要な調査を行うこ
: 	対策	と。 2. 共同受信施設の設置、個別アンテナの改修又はケーブルテレビの活用などにより効果的な受信障害対策を講じること。
		3. 受信障害の調査及び対策は専門的知識を有する者に行わせること。
,		4. 受信障害を受ける関係住民等と協議し、講じた受信障害対策の維持管理等必要な事項について取り決めること。 5. 工事中も同様の措置を講じて、関係住民等に受信障害が生じないようにすること。
<u> </u>	騒音・振	1. 建築物に屋外階段、開放型廊下等を設ける場合は、発生する騒音を防止するため必要な措置を講じること。
	動対策	2. 近隣の住居に面して、騒音・振動の発生源となる施設及び機器を配置しないよう努めること。やむを得ず配置する場合は、遮音壁又は防振ゴムの設置、緑地帯の確保等の十分な対策をとること。
,		3. 使用する機器は低騒音・低振動型を導入し、騒音・振動の防止、管理に努めること。
		4. 建築物の壁、窓などの遮音性を確保すること。 5. 換気口の位置、高さ及び向きについて、十分配慮すること。
		6.機械式駐車場を設置する場合は、低騒音型の機器とし、緑地などの緩衝帯を設置すること。
		7. 工場、店舗等で音響機器を使用する場合は、近隣の平穏な生活を害さぬよう配置や音量に配慮するとともに必要な防音打置を講じること。
		8. 従業員への騒音・振動防止意識を徹底すること。
7	交通・駐	1. 駐車場の出入口は安全上支障のない位置とし、交差点等から5m以上の距離を確保するよう努めること。
Ī	車場対策	2. 駐車場の出入口の見通しを適切に確保し、必要に応じて反射鏡、回転灯等の安全施設を設置すること。
		3. 不特定の者が多く利用する店舗等の集客施設については、必要に応じて交通整理員を駐車場出入口等に配置して、安全保保に努めること。
		4. 駐車場内において、車両の不必要なアイドリング、クラクション及び空ふかしを禁止すること。
F	防犯対策	5. 生活道路、住宅街及び通学路に面しない位置に駐車場出入口を設置するよう努めること。 1. 外部からの見通しを確保し、死角をなくすなど、防犯性を高めること。
l b	列 他	2. 必要に応じて防犯灯を設置し、防犯性を高めること。
-	プライバ	近隣住民の住居の居室が容易に観望されないよう平面計画等に配慮し、近接する建築物の窓、ベランダ等に目隠しの設置等
-		適切な措置を講じるよう努めること。
	ごみ対策	1. ごみ集積場の位置は、近隣環境への影響を最小限とするよう配慮すること。2. 事業系ごみは市では収集しないため市が許可した業者に収集委託するなどの措置をとること。3. 廃棄物の減量と再利用を図ること。
	大気汚	1. 工場、店舗等で臭気を発生するような設備を設置する場合は、近隣住民に十分説明するとともに、臭いの種類に応じた関
1	染・悪臭 対策	臭・脱臭を行い、予想される臭気に対して適切な措置を講じること。 2. 排気口の位置、高さ及び向きについて、十分配慮すること。
		3. 工場等にあっては、粉じん等が飛散しないような適切な措置を講じること。
		4. 日常の監視、定期的な測定、担当者の選任等適切な維持管理を行うこと。
	危険物対 策	危険物の保管及び使用については、消防法令を遵守し、火災、有毒ガスの漏出等のないよう必要な措置を講じること。
	文化財の 保護	開発事業地内及び周辺に、指定文化財、国の登録文化財、歴史的建造物等がある場合は、これらの保護、保全等に配慮すること。
	地域コミ ュニティ	開発事業を計画する際は、地域コミュニティとの連携、協調に配慮したものとすること。
\vdash	•	1. 開発区域内の緑化に努めると共に周辺の景観と調和するよう努めること。
	観形成・ 周辺空間	2. 屋外照明や広告照明灯を設置する場合には、配置、方向、強さ及び点灯時間に配慮すること。 3. ビル風の防止に配慮すること。
	の確保	
	バリアフ リー	高齢者や障害者等を含むすべての人が利用しやすい施設となるよう必要な整備を行うこと。
	道路	1. 配置計画
		一戸建ての住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為においては、街区の形状を矩形とし、その長辺はおおむね80m以上120m以内、短辺はおおむね30mとして、道路の配置を計画すること。
		ただし、その開発区域の規模又は形状から、これによることが困難であると市長が認めたときは、この限りでない。
		2. 隅切り 道路が同一平面で交差し、もしくは接続する箇所又は道路のまがりかどに設ける街角の切取り(以下「隅切り」という。 の長さは、次の表によること。ただし、歩道を有する場合及び道路の両側に隅切りを設けることができない特別な事由
		あるとき市長が認めた場合は、別に定める基準に基づき市長と協議し、これを整備すること。

地域

項目

公 共 公 益 施 設 \mathcal{O} 整 備

道路

加 古 川 市 (開発事業の調整等に関する条例)

(単位・メートル)

							(中	位・メードル
道路幅員	2 0 m	1 5 m	1 2 m	1 0 m	8 m	6 m	5.35m	4.35 m
2 0 m	1 0	8	6	5	5	5		
	1 2	1 0	8	6	6	6		
	8	6	5	4	4	4		
1 5 m	8	8	6	5	5	5		
	1 0	1 0	8	6	6	6		
	6	6	5	4	4	4		
1 2 m	6	6	6	5	5	5		
	8	8	8	6	6	6		
	5	5	5	4	4	4		

※ 上段交差角60度超之120度未満 中段交差角60度以下 下段交差角120度以上135度以下

道路幅員	2 0 m	1 5 m	1 2 m	1 0 m	8 m	6 m	5.35m	4.35m
1 0 m	5	5	5	5	5	5	5	4
	6	6	6	6	6	6	6	5
	4	4	4	4	4	4	4	3
8 m	5	5	5	5	5	5	5	4
	6	6	6	6	6	6	6	5
	4	4	4	4	4	4	4	3
6 m	5	5	5	5	5	5	5	4
	6	6	6	6	6	6	6	5
	4	4	4	4	4	4	4	3
5.35m				5	5	5	4	4
				6	6	6	5	5
				4	4	4	3	3
4.35 m				4	4	4	4	4
				5	5	5	5	5
				3	3	3	3	3

※ 上段交差角60度超之120度未満 中段交差角60度以下 下段交差角120度以上135度以下

- 備考 1 交差角とは、道路が同一平面で交差し、若しくは接続する角度又は道路のまがりかどの角度をいう。
 - 2 道路幅員が表中の数値の中間値の場合は比例按分によること。

3. 勾配

- (1) 縦断勾配は、0.3%以上とすること。
- (2) 車道の縦断勾配が6%を超える場合は、滑り止め舗装を施し、交通安全上支障のないものとすること。
- (3) 透水性アスファルトコンクリートにより舗装される歩道の横断勾配は、1%とすること。ただし、地形等によりやむを 得ないと市長が認めたときは、2%以下とすることができる。
- 4. 道路排水施設

道路の排水のため、原則としてL型街渠を設置するとともに、集水ますを設置すること。

- 5. 交通安全施設
- (1) 道路に接してがけ、水路等がある区間その他の線形、勾配、周囲の状況等により市長が必要と認める区間には、防護施 設を設置すること。
- (2) 交通安全上市長が必要と認める箇所に、区画線、道路標示、視線誘導標、道路照明施設、道路反射鏡、防犯灯等を設置 すること。
- 6. 占用

道路内に電柱等を設けないこと。ただし、歩道の植樹帯その他の通行上支障がないと市長が認めた場所にあっては、この限 りでない。

7. その他

道路に関し、この基準に定めのない事項については、道路構造令(昭和45年政令第320号)の例によるほか、別に定め る基準に基づき市長と協議し、これを整備すること。

公園、緑 地及び空

地

- 1. 位置及び形状
- (1) 公園の敷地は、原則として平坦で、おおむね矩形とすること。
- (2) 公園のすべての出入口が、公道(国、県若しくは市が管理し、又は管理することとなる道路をいう。以下同じ。)に接す るよう配置すること。この場合において、その1箇所は、管理用の車両の乗入れが可能な構造とすること。
- 2. 占用

公園に、公園施設(都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第2項に規定する公園施設をいう。)以外の工作物その 他の物件又は施設を設けないこと。ただし、都市公園法第7条各号に掲げるもので、公園の利用に著しい支障を及ぼさず、 かつ、必要やむを得ないと市長が認めたものにあっては、この限りでない。

- 3. その他
- (1)公園の出入口、園路、階段等の整備については、福祉のまちづくり条例の例によること。

項目	地域	加 古 川 市 (開発事業の調整等に関する条例)				
公共		(2)公園施設の整備その他公園に関し、この基準に定めのない事項については、別に定める基準に基づき市長と協議しこれを整備すること。				
公益施	排水施設	1. 下水道計画は、この基準に定めのない事項については、認可計画(下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の 規定により認可された兵庫県加古川下流流域関連加古川市公共下水道事業計画をいう。以下同じ。)に適合したものとすること。				
起 の 整 備		2. 事業区域を含む集水区域全体の流量を勘案して排水計画を定めること。 3. 汚水排水については、下水道法第2条第8号に規定する処理区域(以下単に「処理区域」という。)内にあっては、公共下水道に接続し、処理区域外にあっては、市長と協議の上、次のいずれかによること。 ア 公共下水道に至るまでの下水道施設を整備し、これに接続すること。				
		イ 浄化槽処理方式とすること。 4. 雨水(処理された汚水及びその他の汚水でこれと同程度以上に清浄であるものを含む。)の放流先の水質、水位及び流びに下流の水利用状況等を十分把握するとともに、当該放流先の管理者及び関係水路利用代表者と、当該雨水が適切にできるよう協議し、必要に応じて当該放流先の排水施設を整備する等の措置を講ずること。				
	水路及び河川	 1. 水路又は河川の改修等 (1) 事業区域及び流域における洪水を防止するため、必要な水路又は河川(市が管理する河川に限る。以下同じ。)の改修及び事業区域内における雨水の流出抑制を図る適切な措置を講ずること。 (2) 水路又は河川(市が管理する河川に限る)の改修により、その周辺又は下流等において、農耕地の冠水、灌漑用水の枯渇その他の被害が生じないよう事業区域内で流出量の調整を図るなど適切な措置を講ずること。 (3) 水路又は河川を改修する必要がある場合は、別に定める基準に基づき、水路にあっては当該水路の管理者及び関係水路利用代表者、河川にあっては市長と協議し、これを改修すること。 				
		2. 水路の管理用地 事業区域が公有水路に接する場合又は事業区域内に公有水路がある場合は、幅が75cmの管理用地を確保すること。 ただし、周辺の状況等により、水路管理者及び関係水路利用代表者と協議の上、その幅を決定した場合はそれによること 3. その他 水路又は河川の管理用地の構造その他水路又は河川に関しこの基準に定めのない事項については、別に定める基準に基づき市長と協議し、これを整備すること。				
	上水道	上水道施設については、加古川市水道事業給水条例(昭和38年条例第11号)によるほか、加古川市給水装置工事指針(昭和62年水道局長決定)及び配水管布設工事施行指針(平成11年水道局長決定)並びに別に定める基準に基づき上水道管理者と協議し、これを整備すること。				
	集会所	1. 一戸建ての住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為を行う事業において配置される集会所の床面積は、次の各号に掲げる予定戸数の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとすること。また、当該集会所の用地の周囲には、フェンスを設置すること。 (1)100戸以上200戸以下のとき100㎡以上				
2. 共同住宅又は長屋の建築を行う事業にあっては、次の表に及び床面積の集会所を設置すること。この場合において、集る。 住戸の数		住戸の数				
合にあっては、2箇所以上に分けて配置することができる。)。ただし、周辺のごみ集積場長が認めたときは、この限りでない。 2. 19戸以下の一戸建ての住宅の建築の用に供する目的で行う開発事業にあっても、周囲長が必要と認めたときは、ごみ集積場を設置すること。 3. 一戸建ての住宅、共同住宅又は長屋の建築の用に供する目的で行う開発事業において配基準によること。 (1)公道に面した位置に配置すること。		2. 19戸以下の一戸建ての住宅の建築の用に供する目的で行う開発事業にあっても、周辺のごみ集積場配置状況等により、市長が必要と認めたときは、ごみ集積場を設置すること。3. 一戸建ての住宅、共同住宅又は長屋の建築の用に供する目的で行う開発事業において配置されるごみ集積場は、次に定める基準によること。(1)公道に面した位置に配置すること。				
	消防水利 施設	(2) 形状、位置、構造等について、別に定める基準に基づき市長と協議し、これを整備すること。 1. 消火栓及び防火水槽 事業区域内には、次に定めるところにより、消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)第2条第2項第1号に規定する消火栓及び同項第3号に規定する防火水槽を設置すること。 (1)消火栓及び防火水槽の能力及び規格 ア 消防水利の基準第3条及び第6条に規定する基準に適合するものとすること。 イ 消火栓蓋及び防火水槽吸管投入孔蓋の周囲には、黄色の溶着塗装で表示すること。また、防火水槽にあっては標識を掲げること。				

施設

 \mathcal{O}

整

備

 公 消防水利

 共 施設

 公 益

加 古 川 市 (開発事業の調整等に関する条例)

- ウ 消火栓は、水道局が定める送配水管布設工事仕様書に基づき設計し、水道事業管理者と接続する水道管の能力に関 して協議すること。
- エ 防火水槽は、耐震性能を有するものとすること。
- (2)消火栓の配置
 - ア 事業区域内においては、消火栓間の距離は、歩行距離で100m以内になるよう配置すること。
 - イ 事業区域内に計画する一の主要進入路の20m以内に配置すること。
 - ウ ア及びイの規定にかかわらず、事業区域の周辺に消防自動車が容易に接近できる消火栓がある場合は、その消火栓 から歩行距離で100m以内の区域については、消火栓を配置しないことができる。
- (3) 防火水槽の設置
 - ア 次のいずれかに該当するときは、防火水槽を設置すること。ただし、事業区域内に消火栓以外の有効な水利がある場合は、消防長又は消防署長(以下「消防長等」という。)の承認を得て、これを設置しないことができる。
 - ①事業区域の面積が4,000㎡以上のとき。
 - ②一戸建ての住宅の予定戸数が20以上のとき
 - ③事業区域内の建築物の延べ面積の合計が3,000㎡以上のとき
 - ④消防長等が、火災予防上特に必要と認めたとき。
 - イ 設置基準は次の表によること。

大臣至中は八つ公によること。				
進入路の幅員	設置基準数			
事業区域の面積が4,000㎡未満で一戸建ての住宅の予定戸数が20以上	1 基			
事業区域の面積が4,000㎡以上10,000㎡未満				
建築物の延べ面積の合計が3,000㎡以上10,000㎡未満				
事業区域の面積が10,000㎡以上20,000㎡未満	2基			
建築物の延べ面積の合計が10,000㎡以上20,000㎡未満				
事業区域の面積が20,000㎡以上40,000㎡未満	3 基			
建築物の延べ面積の合計が20,000㎡以上40,000㎡未満				
事業区域の面積が40,000㎡以上60,000㎡未満	4基			
事業区域の面積が60,000㎡以上	別途協議			
建築物の延べ面積の合計が40,000㎡以上				
警防活動上消防長等が特に必要と認めたとき	別途協議			

2. はしご車の進入路及び消防活動用空地

高さが12m以上又は階数4以上の建築物にあっては、次に定めるところによりはしご車の進入路及び消防活動用空地を確保すること。ただし、消防長等が周囲の状況又は建築物の構造により消防活動上支障がないと認めた場合はこの限りではない。

(1) はしご車の進入路

ア 進入路の幅員は5m以上とし、前面道路と進入路が接続してる部分については、次表上段の前面道路の幅員に応じて同表下段に定める数値以上の進入路の幅員を確保すること。ただし、隅切り等により有効な進入路を確保した場合は、この限りでない。

(単位:メートル)

前面道路の幅員	4	5	6	7	8
進入路の幅員	1 0	8	7	6	5

- イ 進入路がロータリー方式等、回転を必要とする場合は、別に定めるはしご車の最小回転に必要な空地の算定式に基 づいて確保すること。
- ウ 前面道路と消防活動用空地の地盤面に高低差があるときは、進入路の勾配は6%以下とすること。
- エ 進入路の地盤面から高さ4m以内には、はしご車の進入に支障となる工作物等を設けないこと。
- (2)消防活動用空地
 - ア 幅が6m以上で、長さが12m以上の専用空地とすること。
 - イ 建築物の外壁から17m以内の場所で、はしご車が有効に架梯できる位置に設けること。
 - ウ 消防活動用空地と建築物の外壁の空間には、はしご車の架梯に支障となる工作物、架空電線その他の障害物を設けないこと。
 - エ 勾配は、10.5%以下とすること。
 - オ 構造は、総重量が25 tのはしご車の荷重に耐える地質支持力を有するものとすること。
 - カ 消防活動用空地は黄色の溶着塗装で表示し、「消防活動用空地」と明示すること。ただし、表示が困難な場合は、消防活動用空地の標識を掲げること。

義務教育 施設等 開発区域の面積が20haに満たない場合であっても、当該開発行為に伴って、市立の幼稚園、小学校又は中学校の新設又は増設が必要となると見込まれるときは、当該施設の新設又は増設をするための用地の位置、規模等について、あらかじめ教育委員会と協議すること。

項目

関連

施

設の

備

駐車場及 び駐輪場

- 1. 駐車場の設置に関する基準
 - (1) 共同住宅又は長屋の用に供する建築物は、次のア及びイの規定により算定した数を合計した数(その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)に相当する台数以上の自動車を収容できる駐車場を設けること。
 - ア ワンルーム形式の住戸の数に、次の表に定める用途地域の欄の区分に応じ、それぞれ同表の設置率の欄に掲げる 率を乗じて得た数

用途地域	設置率
第1種低層住居専用地域	100分の60
第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地、	100分の50
準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域(容積率が10分の20の地域に限る。)、	
準工業地域又は工業地域	
近隣商業地域(容積率が10分の30の地域に限る。)又は商業地域	100分の30
用途地域の定めのない地域	100分の60

イ ワンルーム形式の住戸以外の住戸の数に、次の表に定める用途地域の欄及びワンルーム形式の住戸以外の住戸の 数の欄の区分に応じ、それぞれ同表の設置率の欄に揚げる率を乗じて得た数

用途地域	ワンルーム形式の住戸	設置率
	以外の住戸の数	
第1種低層住居専用地域	30未満	100分の80
	30以上100未満	100分の90
	100以上	100分の100
第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、	30未満	100分の70
第1種・第2種住居地、準住居地域、田園住居地域、 近隣商業地域(容積率が10分の20の地域に限る。)、	30以上100未満	100分の80
準工業地域又は工業地域	100以上	100分の90
近隣商業地域(容積率が10分の30の地域に限る。)又は商業	30未満	100分の40
地域	30以上100未満	100分の45
	100以上	100分の50
用途地域の定めのない地域	30未満	100分の80
	30以上100未満	100分の90
	100以上	100分の100

- (2) 寄宿舎の用に供する建築物は、その住室の数に、前号アの表に定める用途地域の欄の区分に応じ、それぞれ同表の設置率の欄に掲げる率を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)に相当する台数以上の自動車を収容できる駐車場を設けること。
- (3) 共同住宅、長屋又は寄宿舎(以下「共同住宅等」という。)以外(一戸建ての専用住宅を除く。以下同じ。)の用に供する建築物は、当該建築物の延べ面積250㎡までごとに1の割合で算定した数に相当する台数以上の自動車を収容できる駐車場を設けること。
- (4) 共同住宅等及び共同住宅等以外のいずれの用にも供する建築物は、それぞれの用に供する部分について前3号の規定により算定した台数を合計した台数以上の自動車を収容できる駐車場を設けること。
- (5)前4号に規定する駐車場は、当該建築物の敷地内に設けること。ただし、前4号の規定により算定した台数から、次の表に定める用途地域の欄及び建築物の用途の欄の区分に応じ、それぞれ同表の台数の欄に掲げる数(その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)に相当する台数を減じた台数の駐車場は、当該建築物の敷地境界線から水平距離で500mの範囲内の場所に設けることができる。

	用途地域	建築物の用途	台数
あ	近隣商業地域又は商業地域		1
\ \	近隣商業地域又は商業地域	共同宅地等の用に供する建築物	第1号又は第2号の規定により算定した
	を除く地域		数に4分の3を乗じて得た数
う		共同宅地等以外の用に供する建築物	第3号の規定により算定した数に2分の
			1を乗じて得た数
え		共同住宅等及び共同住宅等以外のい	それぞれの用に供する部分について(い)
		ずれかの用に供する建築物	の項及び(う)の項により算定した数を
			合計した数

- (6) 建築物の敷地が2以上の用途地域にわたる場合における第1号、第2号又は第5号の規定の適用については、その敷地の全部について、当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影の過半の属する地域に係る規定を適用する。
- 2. 駐輪場の設置に関する基準
 - (1) 共同住宅又は長屋の用に供する建築物は、次のアによる数及びイの規定により算定した数を合計した数(その数に1 未満の端数があるときは、これを切り上げた数)に相当する台数以上の自転車を収容できる駐輪場を設けること。 ア ワンルーム形式の住戸の数

	地域	加古川市(開発事業の調整等に関する条例)						
項目		//H ロ /リ 中 (阿兀尹木V/剛正寸(- 内)の木(切)						
建	駐車場及	イ ワンルーム形式の住戸以外の住戸の数に、次の表に定める用途地域の欄	の区分に応じ、それぞれ同表の設置率の欄					
築	び駐輪場	に掲げる率を乗じて得た数						
関		用途地域	設置率					
連		第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、	100分の200					
施		第1種・第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、						
設		近隣商業地域(容積率が10分の20の地域に限る)、準工業地域又は工						
<i>の</i>		業地域						
整		近隣商業地域(容積率が10分の30の地域に限る)又は商業地域	100分の150					
備		用途地域の定めのない地域	100分の200					
		(2) 寄宿舎の用に供する建築物は、その住室の数に相当する台数以上の自転車						
		(3) 共同住宅等以外の用に供する建築物は、当該建築物の延べ面積250㎡ま	でごとに1の割合で算定した数に相当す					
		る台数以上の自転車を収容できる駐輪場を設けること。						
		(4) 共同住宅等及び共同住宅等以外のいずれの用にも供する建築物は、それぞ	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,					
		定により算定した台数を合計した台数以上の自転車を収容できる駐輪場を設						
		(5) 駐輪場は、当該建築物の敷地内に設けること。ただし、近隣商業地域又は	•					
		(6)建築物の敷地が2以上の用途地域にわたる場合における第1号又は第2号						
		について、当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の ※四よっ	水平投影の適半の属する地域に係る規定を					
	7. 0 lih +/-	適用する。						
	その他施	1. ワンルームマンションに関する基準						
	設	(1) 1住戸当たりの専有床面積は、18㎡以上とすること。 (2) 管理人室を設置し、管理人を置くこと。ただし、ワンルーム形式の住戸の	数が20土港でなり、 第冊業数が確実に行					
		(2) 官座八重を設直し、官座八を直くこと。たたし、クラルーム形式の住户の えると市長が認めたときは、この限りでない。	数か30不個であり、官垤未務を傩夫に1]					
		(3)玄関、ホール等の外部から見やすい場所に、管理人の住所、氏名、電話番·						
		電話番号及び住所を記載した表示板を掲げること。	ク、紅牡丹町入仏の四时町业 (八年7月117下9)					
		(4)次に掲げる行為その他の周辺に迷惑を掛ける行為の禁止及び開発事業者と	近隣の住民との間で <u>なわされた</u> 約束等の遵					
		守を規定した管理規約、使用規則その他これらに類するものを定め、入居者						
		ア騒音、振動等を発生させる行為	14-677					
		イ 自動車及び自転車の路上駐車						
		ウ ごみの収集日以外の日におけるごみの搬出						
		2. 排水設備に関する基準						
		汚水排水については、建築物の敷地が処理区域内である場合にあっては、公共	下水道に接続し、処理区域外である場合に					
		あっては、市長と協議の上、次の各号のいずれかによること。						
		(1)浄化槽処理方式とすること。						
		(2)公共下水道に至るまでの下水道施設を整備し、これに接続すること。						
彩	争の解決	紛争が生じた場合にあっては、その紛争の当事者である開発事業者又は工事施工	者及び関係住民は、相互の立場を尊重し、					
		互譲の精神をもって解決するよう努めなければならない。						
-	工事協定	開発事業者及び工事施工者と関係住民は、工事中の紛争を予防し安全で円滑な工事を行うため、開発事業に係る工事に関し						
		て協定を締結するよう努めるものとする。						
指	算又は助言	市長は、この条例の目的を達成するため必要な限度において、開発事業者に対し	、指導又は助言を行うことができる。					
台帳	長の作成及	市長は、開発事前届、開発計画書、見解書及び開発協定に係る協定書並びにこれらの書面に添付された図書をもって台帳を						
び公開		作成し、規則で定めるところにより、当該台帳を公開するものとする。						
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		1. 市長は、この条例の目的を達成するため必要な限度において、開発事業者、設	計者又は工事施工者から開発事業に関する					
及て	が立入検査	計画及び工事の状況等について必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその	補助機関である職員をして事業区域内に立					
		ち入らせ、開発事業に関する計画及び工事の状況等を検査させることができる。						
		2. 市長は、前項の規定により立入検査をするときは、開発事業者又は工事施工者	に対し、検査が必要と認められる理由を示					
		す書面を交付しなければならない。						
		3. 第1項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、	関係者の請求があったときは、これを提示					
		しなければならない。	2					
J.t . *		4. 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解	·					
	F改正年月	平成 19 年 10 月 1 日施行 平成 23 年 9 月 30 日施行 平成 24 年 4 月 1 日施行 平	4成 30 年 4 月 1 日施行					
日		令和 3年 4月 1日施行						